

2022年度 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

～私たちは安全を最優先とする社員になります～

2023年6月
高鉄交通株式会社

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

輸送の安全に関する基本的な方針

高鉄交通株式会社

1. 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
2. 輸送の安全に関する計画の策定（Plan）、実行（Do）、チェック（Check）、改善（Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

2. 輸送の安全に関する重点施策

輸送の安全に関する重点施策

高鉄交通株式会社

- 一. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三. 輸送の安全に関するチェックを行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずること。
- 四. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五. 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

3

3. 事故統計

◆2022年度 自動車事故報告規則第2条に規定する事故発生状況

	前年度	本年度	対前年
交通事故件数	0	0	±0
重大事故件数	0	0	±0
死者数	0	0	±0
負傷者数	0	0	±0

◆行政処分

なし

なお、2022年9月20日 関東運輸局東京運輸支局監査担当による呼出監査において、指摘事項はありませんでした。

4

4. 2022年度 輸送の安全に関する目標の達成状況および施策

(1) 2022年度 社内事故発生状況

	前年度	本年度	対前年
単独事故	25	17	△8
第一当事者	6	5	△1
第二当事者	5	6	+1
双方	1	0	△1
計	37	28	△9
(人身事故)	1	2	+1

【状況】

- 人身事故2件発生
一般歩行者等とのトラブル起因の接触事故、相手との車間距離確保未実施
- 単独事故が減少（△8件）。
特に後退時の事故は6件減少させたものの、運転における基本である確認・判断・操作の手順逸脱が原因

【対策】

- 車両を動かす前に目視・ミラーを確認の上、周辺に人がいないか確認。見えづらい場合は車両を降りて確認。
- 後退時、常にハザードを使用し時間の‘間’を確保、手順どおりに進める。
- 運行管理者は、点呼や無線を活用し、注意・指導を行う。

5

4. 2022年度 輸送の安全に関する目標の達成状況および施策

(2) 輸送の安全に関する支出および投資の実績

項目	実績（千円）
①新車購入	3,082
②各種講習、研修等の教育	940
③乗務員健康管理の強化	789
合計	4,811

運転者に対する安全研修会



定期健康診断



6

5. 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容

◆内部監査実施日

2023年3月9日

◆内部監査対象者

代表取締役社長（安全統括管理者）

常務取締役営業部長兼総務部長

整備課長兼業務課長

◆監査全般の総評

- ・運輸安全マネジメントの実施について、経営トップの積極的な関与の下、安全を最優先に事業運営を行なっていることを確認。
- ・「年間スケジュール」に基づいて事故防止活動の取り組みが行われていることを確認

⇒指摘事項はありませんでした。

7

6. 2023年度 輸送の安全に関する目標および計画

〔1〕2023年度「輸送の安全に関する目標」

2023年度は継続して以下の目標達成に取り組む。

- ① **ドア操作による人身事故をゼロ**にする。
- ② **横断歩道上の人身事故をゼロ**にする。
- ③ **追突による人身事故をゼロ**にする。
- ④ **後退時の事故を半減**にする。

以上により、「**過失割合100%有責人身事故ゼロ**」を達成するとともに、**有責人身事故ゼロ**を目指し取り組む。

8

6. 2023年度 輸送の安全に関する目標および計画

(2) 輸送の安全に関する計画

- ◆ 輸送の安全確保が最も重要であるという意識の徹底

分担	内容
全社共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過失割合100%有責人身事故をゼロにする。 ・ 安全推進機器を備えた車両の導入 ・ 運輸防災マネジメントの推進 ・ 採用の強化
経営トップ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送の安全性の向上について、行事等を通じ社員に周知 ・ 定期的な職場巡視と点呼立会
役員 指導主任者 統括運行管理者 運行管理者 整備管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全運動・安全総点検の実施 ・ 定期的な職場巡視と点呼立会 ・ 輸送の安全性の向上について、点呼執行を通じ社員に周知・徹底

- ◆ 関係法令および規程類に定められた事項の遵守
「運転者研修会」による旅客自動車運送事業に関わる一連の法令改正への対応および遵守に関する教育の実施

9

6. 2023年度 輸送の安全に関する目標および計画

(2) 輸送の安全に関する計画

- ◆ 積極的かつ効率的な費用支出および投資

項目	投資・費用予算 (千円)
①各種講習、研修等の教育	940
②乗務員健康管理の強化	749
合計	1,689

- ◆ 内部監査による必要な是正措置または予防措置の実施

10

6. 2023年度 輸送の安全に関する目標および計画

(2) 輸送の安全に関する計画

◆ 情報の連絡体制の確立および社内の必要な情報の伝達・共有

1. 「運転者研修会」において、デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーのデータ等を活用し、事故・トラブルの事例研究
2. 事故・トラブル情報の情報共有推進により「事故の芽」を摘む
 - ① 自社・他社の事故・トラブル情報の迅速な共有・掲示
 - ② 前年同時期の事故・トラブル情報の振り返りによる風化の防止

◆ 教育および研修に関する具体的計画の策定、適確な実施

1. 運転者
運転者研修会の実施
適性診断の定期受診
2. 後方要員・管理者（経営トップ含む）
「運行管理者一般講習」の受講等

◆ 運転者の健康診断の実施

1. 運転者の健康診断の受診と要健康管理者に対する問診の実施
2. 運転者の拘束時間・労働時間の管理
3. 「運転者研修会」での健康起因事故・薬物のリスク教育の実施
4. SASスクリーニング検査・脳スクリーニング検査の実施
5. 点呼執行時における体温測定を含む健康管理の実施

11

7. 輸送の安全に関する教育および研修の計画

下記のとおり教育・研修を実施

定期研修・教育

- ・運転者研修会（年4回以上）
- ・適性診断受診・面談
- ・その他

新入社員教育

- 【社外研修】
 - ・運転適性診断受診、乗務前の各種研修受講
- 【実技研修】
 - ・運転や旅客対応、地理教育など、指導主任者による指導
 - ・実際のお客様のご乗車いただきながらの実践訓練
 - ・添乗指導

その他教育

- ・有責事故研修
- ・苦情を引き起こした者に対する研修

12

8. 安全統括管理者、安全管理規程

- ◆安全統括管理者

青木 淑行（2023年6月28日選任）

- ◆安全管理規程

別掲

9. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

10. 事故、災害等に関する報告連絡体制

別掲

安全管理規程

2021年9月21日改定

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という）は、旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2並びに第47条の7第1項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般乗用旅客自動車運送事業に係わる事業活動に適用する。

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。

また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定（Plan）、実行（Do）、チェック（Check）、改善（Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。

また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関するチェックを行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成に向け、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を策定する。

(社長等の責務)

第7条 社長は輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。
- 4 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

(社内組織)

第8条 社長は、次に掲げるものを選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 指導主任者
- 三 統括運行管理者
- 四 運行管理者
- 五 運行管理者補助者
- 六 整備管理者
- 七 整備管理者補助者

- 2 指導主任者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、統括運行管理者の指導監督を行う。
- 3 統括運行管理者は、指導主任者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、本社内各課を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が本社に不在である場合や重大事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任および解任)

第9条 会社は、取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という）第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

(3) 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- (6) 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (9) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 会社は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。

また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定める交通事故処理規程による。

2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。

3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡

体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の内容が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（安全マネジメント委員会）

第15条 社長は、安全統括管理者、役員、部長、課長、担当者、労働組合役員により構成された運輸安全マネジメント委員会を設置する。

2 運輸安全マネジメント委員会は、従業員や外部からの意見、情報等に基づき事故原因の解明を行い、事故再発防止の計画を策定し、全従業員に周知徹底を行う。

3 運輸安全マネジメント委員会は、指導内容の効果について、1年に一度、事故統計の結果を確認して評価を行う。

評価の結果、事故件数の削減が見られない場合、又は削減が少ない場合には、更なる指導方法の検討を行い、目標の達成に向け努力を行う。

（輸送の安全に関する社内チェック）

第16条 安全統括管理者は、自ら又は運輸安全マネジメント委員会のメンバーの中から実施責任者を定め、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、1年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する社内チェックを実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、随時輸送の安全に関する社内チェックを実施する。

2 社内チェックは、別紙チェックリストに基づき実施する。

3 安全統括管理者は、前項の社内チェックが終了し、その結果、改善すべき事項が認められた場合は、速やかに、社長に報告し、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務改善）

第17条 社長は、安全統括管理者から事故、災害に関する報告又はチェックの結果や改善すべき事項の報告があった場合、もしくは輸送の安全の確保のために必要な措置、提案があった場合には改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第18条 以下に掲げる輸送の安全に関する情報については、毎年度外部に対し公表する。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
 - (2) 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
 - (3) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
 - (4) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
 - (5) 輸送の安全に関する重点施策
 - (6) 輸送の安全に関する計画
 - (7) 輸送の安全に関する予算等の実績額
 - (8) 事故、災害等に関する報告連絡体制
 - (9) 安全統括管理者
 - (10) 安全管理規程
 - (11) 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容
- 2 運輸規則第47条の7に基づき輸送の安全の確保のために講じた改善状況については国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。
- 3 公表方法については、コーポレートページに掲示するものとする。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第19条 本規程は、業務の実施に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部チェックの結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前条に掲げる情報の公表結果はこれを適切に保存する。

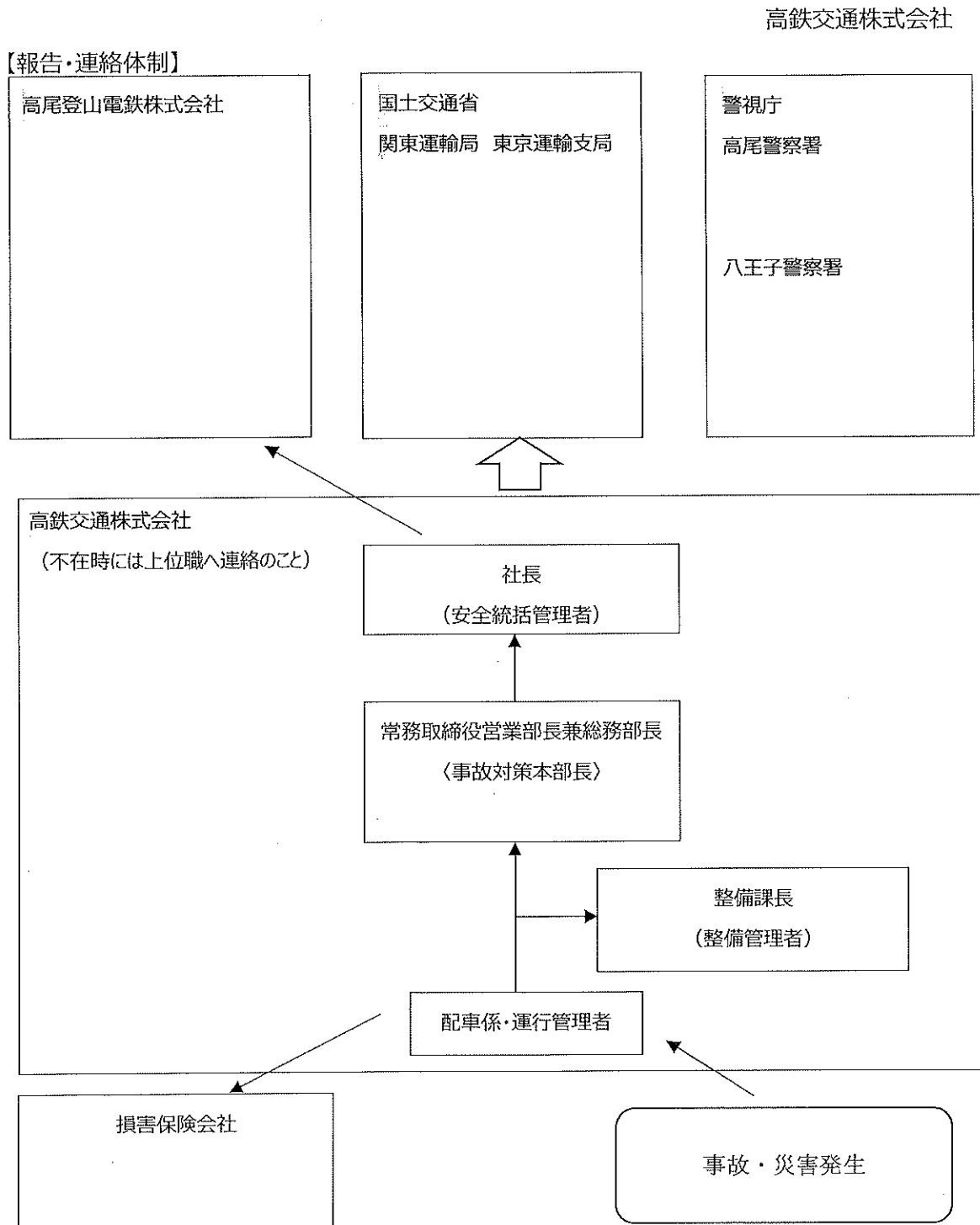
(規程の改廃)

第20条 本規程の改廃は、経営に重要な影響を与えるものを除き、社長の権限により行うことができる。

附 則

1. 本規程は、平成19年4月 1日から実施する。
2. 本規程は、2021年9月21日より改定実施する。

事故・災害等に関する報告・連絡体制



2022年5月1日改訂

輸送の安全に関する組織体制と指揮命令系統（通常時）

高鉄交通株式会社

